記者発表資料

令和７年１月３１日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

１.処分対象業者

１ 商号又は名称　パナソニックリビング北海道・東北株式会社
２ 代表者　濱砂　隆史
３ 主たる営業所の所在地　宮城県名取市飯野坂字北沖１０５－１
４ 許可番号　国土交通大臣許可（般－０６）第２０８８３号

２.処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

１ 期間
令和７年２月１５日から令和７年３月８日までの２２日間

２ 停止を命ずる営業の範囲
北海道の区域内における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
(注１)「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
(注２)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和４０年法律第３４号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和２４年建設省令第１４号)第１８条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

３.処分理由

パナソニックリビング北海道・東北株式会社は、建設業法第２６条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省 東北地方整備局　電話 ０２２(２２５)２１７１(代表)
建政部 建設産業課 課長　太田（おおた） 裕之（ひろゆき）　(内線６１４１)
課長補佐　山田（やまだ） 聡（さとし）　(内線６１４６)

＜参　考＞

関係条文

建設業法(抄)

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第２６条　建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

２～６（略）

（指示及び営業の停止）

第２８条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合（中略）においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一　（略）

二　建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～九（略）

２　（略）

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。